

## 再生可能エネルギー等に関する発電時間帯を限定した系統接続の個別協議受付要領

### I 本受付要領について

- 本受付要領は、事業者さまが再生可能エネルギー等に関する発電時間帯を限定した系統接続の個別協議（以下、「個別協議」といいます。）をご希望される場合の、手順・遵守事項等について定めたものです。
- 個別協議をご希望される事業者さまについては、本受付要領に記載の事項をご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

### II 個別協議による系統接続の取扱いについて

- 九州本土の多くの地域（特に九州中・南部）では、再生可能エネルギー発電設備の接続契約（接続検討）のお申込みが集中し、これらの発電設備が系統接続することを前提とした場合、上位系統（送電線、系統用変圧器及び配電用変圧器）に容量面の制約が発生する状況となっております。
- 現在、上位系統対策が必要な地域については、平成27年2月13日までにお申込みをいただいた事業者さまを対象として、工事費負担金確定に向けた調整を行っているところですが、一部の事業者さまから、上位系統の容量面の制約が生じない時間帯の発電を前提とした早期連系に関するお申し出をいただいた状況を踏まえ、本受付要領を制定しました。  
（参考）平成27年2月14日以降にお申込みをいただいた事業者さまについては、上記の工事費負担金確定に向けた調整完了後に、改めて系統増強に関する調整を実施予定。
- 個別協議により系統接続される事業者さまには、工事費負担金調整中の事業者さまとの公平性の観点から、個別協議による系統接続の全期間にわたり、「IV 個別協議の基本的要件」を遵守していただきますので、予めご了承ください。
- また、多くの事業者さまに、個別協議による系統接続の申込みをいただいた場合、需給上の制約により、当社が指定する時間帯以外においても、出力制御を行っていただく可能性があります。また、そのような状況に至った場合には、個別協議をお断りさせていただく可能性もあります。

### III 個別協議の受付期間

- 「個別協議による系統接続」による「再生可能エネルギー等に関する発電時間帯を限定した系統接続の個別協議申込書」の受付期間は、公表日から平成27年10月30日まで（消印有効）とします。その後の状況を踏まえ再度個別協議の受付を行う場合には、当社ホームページの下記アドレスにてお知らせします。

※ 掲載アドレス [http://www.kyuden.co.jp/rate\\_purchase\\_index.html](http://www.kyuden.co.jp/rate_purchase_index.html)

### IV 個別協議の基本的要件

（共通事項）

- 発電出力の調整のために必要な機能・設備を事業者さまの負担で設置すること
- 発電出力の調整の実績を記録する装置を有し、当社からの要請に応じて、その記録（必要な電子データを含む）を提出すること
- 個別協議により接続を行う場合であっても、太陽光、風力、バイオマスの発電設備については、当社が指定する時間帯以外においても、需給上の制約が生じた場合は、当社の指示に基づ

き、無償の出力制御に応じていただくこと。また、出力制御に必要な機器の設置、費用負担その他必要な措置を講じること

- 新たな上位系統対策工事が生じないこと、かつ、現在工事費負担金調整中の事業者さまに不利益\*が生じないこと

※ 「不利益」とは、工事費負担金調整中の事業者さまの工事費負担金が増える、または工期が遅れることなど

- 申込みの内容に変更が生じる場合は、すみやかに当社に連絡すること
- 本受付要領に記載の事項に同意いただくこと

(当社が指定する時間帯に出力停止する場合)

- 発電設備の出力を調整可能な装置を具備し、当社が指定する時間帯（原則、年間を通じて毎日9時～15時\*）に発電設備の出力停止を行うこと

\* 系統制約状況等によって、条件を変更（例えば、毎日8時～16時、毎日7時～17時等）させていただく場合があります、連系前の審査・検討により指定する時間帯を決定いたします。

- 発電設備の出力停止に対し、無補償で応じていただけること

(蓄電池の併設等により、当社が指定する時間帯に逆潮流しない場合)

- 当社が指定する時間帯（原則、年間を通じて毎日9時～15時\*<sup>1</sup>）の発電電力量を全て蓄えることが可能な蓄電池を併設し、指定する時間帯以外の時間\*<sup>2</sup>に放電を行うこと

\*<sup>1</sup> 系統制約状況等によって、条件を変更（例えば、毎日8時～16時、毎日7時～17時等）させていただく場合があります、連系前の審査・検討により指定する時間帯を決定いたします。

\*<sup>2</sup> 基本的には17時～24時の時間帯で放電していただくこととなります。なお、当社の需給状況等に応じ時間帯を変更することがあります。その場合、当社の要請に従っていただけることを要件といたします。

【蓄電池設備容量の算定例（当社が指定する時間帯が毎日9時～15時（6h）の場合）】

(太陽光発電)

$$\cdot \text{蓄電池容量 [kWh]} = \text{定格出力 [kW]} \times 83\% \times 6 \text{ h}^*$$

(風力発電)

$$\cdot \text{蓄電池容量 [kWh]} = \text{定格出力 [kW]} \times 95\% \times 6 \text{ h}^*$$

(水力、地熱、バイオマス発電)

$$\cdot \text{蓄電池容量 [kWh]} = \text{定格出力 [kW]} \times 6 \text{ h}^*$$

\* 系統制約状況等により条件を変更した場合はその時間とします。（例えば、毎日8時～16時の場合は8h）

- 発電設備に蓄電池を併設する場合については、「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する受付要領」\*における「Ⅱ 蓄電池の設置に係る要件」の要件を満たすこと。

\* 掲載アドレス [http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0048/2722/tikuden\\_yoryo.pdf](http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0048/2722/tikuden_yoryo.pdf)

## V 個別協議の申込み

- 個別協議の申込みにあたっては、高圧または特別高圧で当社系統に連系される場合は接続検討申込書\*とあわせて、所定の「発電時間帯を限定した系統接続に関する個別協議申込書」（以下「申込書」といいます。）を公表日から平成27年10月30日（消印有効）までに当社に提出していただきます。

※ 既に提出している発電設備については、変更が必要な技術検討資料を提出していただきます。

○ 個別協議により系統接続を行っていただいた期間についても、固定価格買取制度の買取期間としてみなされます。

○ 既に連系の優先順位を取得済の事業者さまについては、時間帯を限定した系統連系のための接続検討においても、取得済の連系の優先順位によって、連系優先順位を決定します。

未取得の事業者さまについては、当社の「事業用太陽光発電系統連系受付要領」に定める優先順位決定書類送付の消印日順で、個別協議による連系の優先順位を決定します。

○ 申込みにあたり、次の2つのうちいずれかのパターンを選択し、申込書に記入していただきます。

パターン① 上位系統対策工事が完了した以降も、常時、時間帯を限定した系統接続を行う

- ・ 現在、工事費負担金調整中の上位系統対策に必要な工事費負担金については不要となり、時間帯を限定した系統接続に必要な工事費負担金を申し受けます。
- ・ パターン①を選択された後、パターン②への変更を希望される場合は、再度、接続検討の申込みから手続きを行い、連系の優先順位を再取得していただく必要があります。

パターン② 上位系統対策工事が完了するまでの期間に限り、時間帯を限定した系統接続を行う

- ・ 時間帯を限定した系統接続に必要な工事費負担金を申し受けます。
- ・ 上位系統対策に必要な工事費負担金については、通常連系の事業者さまと同様に応分負担していただきます。(当社から工事費負担金を提示後に、事業者さまにて継続の可否を判断していただきます。)
- ・ なお、上位系統対策工事における連系優先順位は、現在保持している連系の優先順位により決定します。

※ 優先順位未取得の事業者さまは、新規に取得していただきますが、平成27年2月14日以降の申込事業者さまの技術検討は、一定期間お待ちいただいている状況です。

- ・ 上位系統対策工事が完了し、時間帯を限定しない系統接続となった時点をもって、本要領は適用を終了することといたします。

○ 当社が個別協議の要件を確認できる以下の資料を提出いただきます。

なお、既に接続検討又は接続契約をお申込み済の場合、変更となる資料(単線結線図など)を改めて提出していただきます。

提出された申込書及び資料について、当社にて確認の結果、不備がある場合、再提出をお願いします。

#### 【申込書とあわせて提出していただく資料】

(当社が指定する時間帯に出力停止する場合)

- ・ 発電設備を停止する装置等を記載した単線結線図
- ・ 発電設備を確実に停止する装置等の仕様書
- ・ 発電設備を停止する制御方法の説明資料
- ・ 発電出力の調整の実績を記録する装置等の仕様書

(蓄電池の併設等により、当社が指定する時間帯に逆潮流しない場合)

- ・ 蓄電池及び制御装置等を記載した単線結線図
- ・ 制御方法の説明資料
- ・ 蓄電池の充放電の制御方法に関する説明資料
- ・ 発電出力の調整の実績を記録する装置等の仕様書

## VI 個別協議申込み後の審査

- 個別協議受付期間の後、当社にて、提出資料等を基に申込書に記載の個別協議適用要件が技術的に満たされているかについて審査を実施いたします。  
ただし、系統制約状況等によっては、条件を変更させていただく場合があります。
- 審査の過程において、個別協議適用要件が満たされていないと当社が判断した場合には、個別協議をお断りさせていただきます。
- 審査結果は1か月程度を目安にお知らせいたしますが、申込みが集中している系統など、系統の状況により審査に時間を要する場合がありますので、その場合は別途、調整させていただきます。

## VII 個別協議継続の意思確認

- 審査結果の回答から、当社が指定する期間内に「個別協議継続意思確認書」を提出していただきます。(提出が無い場合は、個別協議の継続意思が無いものとみなします)
- 個別協議継続の意思を確認し、接続検討開始後に個別協議の申込みの撤回を希望される場合、辞退届を提出していただく必要がありますので、当社へご連絡下さい。

## VIII 接続検討

- 個別協議の継続意思確認書を提出した後、「事業用太陽光発電系統連系受付要領」の「IV 接続検討、接続契約及び受給契約申込」に準じて、接続検討を行います。
- なお、接続検討にあたり、同意いただいている個別協議の要件にて系統接続することを前提に接続検討を行い、同要件において必要となる設備工事の内容や工事費負担金概算額等を回答いたします。(パターン②を選んだ場合の上位系統対策工事に係る内容については別途お知らせします。)

## IX 確認書の締結

- 接続検討の結果、連系が可能と当社が判断した場合は、個別協議適用要件の内容を確実に実施していただくための確認書を締結させていただきます。
- 確認書には、個別協議適用要件に違反した場合の措置(接続契約及び電力受給契約の解約等)に関する事項等を含みます。また、確認書の有効期間は、本件個別協議を実施した発電設備に係る電力受給契約期間と同一の期間となります。
- 確認書の締結は、時間帯を限定した系統接続に必要な工事費負担金の入金前とします。
- 電力受給契約の期間中に事業者さまが変更となる場合においては、確認書の効力は変更後の事業者さまに継承されるものといたします。

## X 注意事項

- 個別協議申込み後の審査の結果、系統制約状況等によっては、条件を変更させていただく場合がありますので、当社との接続契約の締結前に、先行して工事着工や蓄電池等の物品の発注等を行うことは控えていただきますようお願い申し上げます。当社といたしましては、先行した工事着工等によって事業者さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

## XI その他

- 当社へ提出いただく書類については、すべて3部ずつ提出して下さい。
- 個別協議に関する事項以外は、事業者さまの電源及び電圧種別に応じた契約要綱等に準じます。